

広島県告示第千七百七十九号

昭和五十五年四月一日に広島市との間に締結した道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十九条第一項の規定による協定の一部を、次のとおり変更した。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課、広島県西部建設事務所及び広島市道路交通局道路管理課において、令和二年十二月十七日までの間、縦覧に供する。

令和二年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協定に係る道路等

道路の種類及び路線名	トンネル名
県道矢野安浦線	熊野トンネル

二 変更の主な内容

- 1 前記一のトンネルを協定の対象に加え、その維持管理は広島県が行う。
- 2 前記一のトンネルの維持管理に係る経費については、広島県と広島市が負担する。